

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.29

## 「交通事故」



佐藤 豊 弁護士

いよいよ師走です。長野県内の道路は路面凍結など道路状況が悪く、交通事故が多発する季節です。備えあれば憂いなしと言いますが、自動車共済(保険)は万が一に備えて加入するものです。今の内に契約内容をしっかりと確認してみましょう。  
今号は当相談ダイヤル主任相談員(長野県弁護士会 元会長・法テラス長野前所長)の相談事例から交通事故問題についてご紹介します。



CSL-CAT-001

### 【事例①】

《任意保険未加入の未成年加害者への賠償請求》  
3ヶ月前、未成年(18歳)の運転手に信号待ちしている所を後ろから追突された。家族4人がむち打ち症になり、子供達は完治したが、夫と自分はまだ通院中。  
相手は任意保険に未加入だったので、被害者である自分たちの任意保険を使って治療している。  
夫は仕事を休んでおり、休業補償を求めているが、未成年なので相手の親に休業補償分を求めたいが、裁判にかければお金はおりてくるか。

### 【回答】

加害者が未成年者であっても、是非善悪を識別できる程度の年齢に達していれば、未成年者である加害者本人が責任を負い、その親の責任を追及することはできない。親自身に直接事故の責任が認められるような特別な事情がある場合を除き、親の責任を追及することは難しい。  
但し、加害者が運転していた自動車の名義が親になっていた場合は、人身損害について、親にも責任が認められる可能性が大きい。  
なお、任意保険未加入であっても、人身損害については、自賠責保険に請求できる。

### ワンポイント

#### 「人身傷害補償保険」

○「人身傷害補償保険」では、自動車事故で被害者が死傷した場合に、事故の相手方である加害者が、賠償資力の無い場合(自動車保険未加入の場合など)でも、設定した保険金額を上限として、相手方との示談を待たずに損害額を自身加入の任意保険から受取ることが出来る。  
対象となるのは、契約内容によるが、一般的に、自動車運転中のほか、他の自動車、或いは一定の乗り物(自転車・電車など)の搭乗中や歩行中の交通事故などが含まれる。

### ワンポイント

#### 「無保険者傷害保険」

○無保険者傷害保険は、交通事故で死亡・後遺障害を被った場合、本来なら事故の相手方に損害賠償請求ができるものが、相手方の自動車に加入した任意保険の任意保険契約がない請求ができない場合、保険金が支払われる保険で、任意保険の対人賠償保険に加入すると自動的にセットされる補償。  
この保険の被保険者となるのは、自動車保険の契約時に明記された記名被保険者のほか、その配偶者、同居の親族(下宿などの子供含む)等、また、被保険者の父母が損害を被った場合も対象となるが、被保険者の重大な過失による事故や、無免許運転・酒酔い運転等での傷害などは、保険金は支払われない。  
支払われる保険金は、法律上、事故の相手方が負うべき損害賠償額を基本に、自賠責保険や相手の対人賠償保険、相手方から支払われた損害賠償金などは差引かれる。

また、被保険者に過失がある場合には、過失部分については保険金が減額される。  
なお、被保険者に支払われる見舞金や香典代などの臨時費用は、損害に応じて支払われる保険金とは別枠で受取れる。  
無保険自動車の該当例

- ① 対人賠償保険などの契約がない。
- ② 対人賠償保険はあるが無断運転や運転者の年齢条件不適合、家族限定などがあり保険金が支払われない。
- ③ 対人賠償保険はあるが、保険金額が不足する。
- ④ 当て逃げで相手不明。

### 【事例②】

《営業補償と修理代。生活困窮者なので自賠責で賠償して欲しい。》  
息子は5年前からパートで午前2時〜7時30分の1日5時間勤務で働いている。2ヶ月前、軽自動車を運転して会社に向かっていている時に、停車中の営業車に追突した。  
息子の軽自動車は大破し、相手の営業車もかなり破損した。相手の運転手にケガはない。息子は1ヶ月入院し現在、自宅療養中。  
実は、生活が苦しく任意保険に入る余裕もなく未加入であった。過失割合は100対ゼロで、営業車の修理代と営業補償で約200万円の請求が来ている。  
自分は1人暮らしで、息子夫婦も子供と4人家族で、つましく節約して生活しているが貯金もない。どのようにしても用意できない。貸してくれる所もない。  
こんなに苦しい生活をしている者には、特別に自賠責保険で何とか支払ってもらうことはできないか。

### 【回答】

自賠責保険は、怪我等の人身損害だけを対象としているので、修理代等の物損は自賠責保険で支払ってもらうことはできない。  
損害賠償を支払えない場合、訴訟等を起こさず、判決に基づき給料の差押を受けることも予想されるが、給料の差押は原則として4分の1の額までしか許されず、全額差押えられることはない。

### ワンポイント

#### 「自動車損害賠償責任保険」

○自賠責保険は、自動車・原動機付自転車の所有者と運転者が、加入を義務づけられている保険で、被害者の救済を第一の目的としており、死傷した相手側の運転者(その同乗者、あるいは歩行者などの対人賠償に限られる。被害者のケガや死亡だけに賠償金が支払われ、加害者のケガや自動車の破損・物損)には、保険金は支払われない。  
被害者は、加害者に賠償支払能力がない場合でも、自賠責保険によって次の金額の範囲で賠償金が受取れる。  
○自賠責保険の支払限度額(被害者1人に付)  
「死亡による損害」：葬儀費、逸失利益、慰謝料等、3,000万円まで。  
「死亡に至るまでの損害による損害」(傷害による損害)：治療費、休業損害、慰謝料等、120万円まで。  
「後遺障害による損害」：逸失利益、慰謝料等、障害の程度に応じて75〜4,000万円まで。

○被害者(加害者) 負傷した人を「被害者」、その相手方を「加害者」といい、双方がケガをした場合は、自分のケガに関しては「被害者」、相手のケガに関しては自分が「加害者」となる。

○保険金の「加害者請求」と「被害者の直接請求」 基本的には、加害者が被害者に損害賠償金を支払った後、保険金を損害保険会社に請求する(加害者請求)が、加害者側から賠償が円滑に受けられない場合、被害者は加害者の加入している損害保険会社に直接請求することができる。

○損害額確定前、被害者は治療費など当座の費用として、死亡の場合200万円、ケガの場合程度に応じて40万円、20万円、5万円の「仮渡金」を、また治療が長引いている場合などで既に発生した損害額が10万円以上になると確認された時、被害者又は加害者は損害保険会社に請求できる(加害者請求は被害者に支払った金額まで)。

○自賠責保険を付けない自動車および原動機付自転車を運転すると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、交通違反減点6点、免許停止の処分を受けることになる。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門相談員による相談日です。  
くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」  
0120-39-6029